

平成25年1月

法曹親和会 会員各位

法曹親和会

幹事長 藤 村 義 徳  
事務総長 上 田 智 司

### 小冊子「われわれの重要課題とその取組み 2013」訂正のお知らせ

すでに、会員の皆様に配布済みの標記小冊子に訂正箇所がありましたのでお知らせします。

(下線は訂正部分)

訂正前	訂正後
<p>第5章 刑事司法制度</p> <p>1 裁判員制度</p> <p>(1) ① 公訴事実等に争いのある事<u>件についての対象事件の拡大</u></p> <p>(3) ・・・白木裁判官の「・・・」旨の補足意見もあることから、<u>その射程が問題となる。</u></p>	<p>第5章 刑事司法制度</p> <p>1 裁判員制度</p> <p>(1) ① 公訴事実等に争いのある事<u>件を裁判員裁判対象事件とすること</u></p> <p>(3) ・・・白木裁判官の「・・・」旨の補足意見もあることから、<u>裁判員裁判による第1審判決の判断はその結論如何にかかわらず尊重されるべきであるという姿勢を最高裁が示したとする意見も聞かれる。</u></p>
<p>3 接見室での録音・録画等と接見交通権</p> <p>(2) ・・・他方、弁護人が接見室に録音・録画機材を持ち込むことを禁止する拘置所側の措置は、<u>刑事施設収容法</u>その他の法令上の根拠を有しない。</p>	<p>3 接見室での録音・録画等と接見交通権</p> <p>(2) ・・・他方、弁護人が接見室に録音・録画機材を持ち込むことを禁止する拘置所側の措置を直接根拠付ける規定は、<u>刑事施設収容法</u>その他の法令には存在しない。</p>